



子づれシングルと子どもたち：  
貧困のメカニズム(第5回講演,社会的排除とジェンダー)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 神原, 文子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/10012">http://hdl.handle.net/10466/10012</a>

## 第5回講演

# 子づれシングルと子どもたち

## — 貧困のメカニズム —

神原 文子

### 1 はじめに

みなさん、こんにちは。今日はものすごく暑くなって、そんな暑い中に来てくださってありがとうございます。今日、「子づれシングルと子どもたち」というテーマでお話をさせていただくのですが、いっぱい話したいことがあります、でも時間が限られていますので、途中で早口になったり、とぼしとぼしで資料が十分に説明できなかったりというところがあるかもしれません。そのあたりは遠慮なく質問等していただいたらいいかと思っています。今日は、パワーポイントのスライドを用意させていただきましたので、このスライドに従って説明をさせていただこうと思います。

はじめに、タイトルに「子づれシングル」という言葉を使っているのですが、「子づれシングル」という言葉、みなさん聞き慣れておられないと思うんですね。私も、「子づれシングル」という呼び方は、この2年ぐらい使うようになったのです。「子づれシングル」ってどういうことかという、別に難しい意味で使っているわけではなくて、子どもがいる、そして、シングルだという人なんですね。ですから、子づれシングルは、性別は問わない。男性であろうが女性であろうが問わない。それから、子づれシングルのなり方、たとえば、離婚か、死別か、あるいは、非婚かといった、子づれシングルのなり方を問わない。さらに、子どもとシングルの関

係が、血縁であるとか血縁でないとか、そういう関係を問わない。要は、シングルであって with チルドレン、子どもがいっしょにいて共同生活を営んでいる、そういう意味で使っています。たとえば、実際に話をする時に、母子家庭の母親は、とか、父子家庭の父親は、とか、長ったらしいんですね。いちいち母子はとか父子はとか、それからたとえば離婚した母子家庭は、とか、必要に応じてそういう区別もするんですけど、まとめていえば、シングルであって子どもがいっしょに同居しているんだということで、差別とか分け隔てなく、ひとつのライフスタイルという捉え方でいいのではないかということ使っています。

ひとり親家庭の現状と課題ということについては、このところ、マスコミ等でもけっこう取り上げてくれるようになりました。特に、後でもお話ししますが、2002年11月に児童扶養手当法等が“改正”になり、2003年4月から施行されたんですけど、その法律のもとで、ひとり親家庭によっては、児童扶養手当の受給額が大幅に削減になった。のみならず、2003年から5年間継続して児童扶養手当を受給すると、5年後、来年2008年4月からは最大半額に削減されることが法律で決まってしまった。ただ、削減幅については厚生労働省の方でまだ決まっていなくて、この夏の終わりか秋の初め頃には決まりそうだというんですね<sup>1)</sup>。この問題で、今、マスコミ等でも母子家庭の現状について取り上げられているわけです。それは喜ばしいことではあるのですが、ところが、子づれシングルといっしょに生活している子どもたちの現状については、ほとんど取り上げられることがないんですね。たとえば、厚生労働省でも、保育所の問題とか、子どもの就学援助ということでは取り上げられることがあっても、ひとり親家庭の子どもたちがどういった生活をしているのか、どんな思いで生活しているのか、子どもたちの進学や進路はどうなっているのか、といったことはほとんど取り上げられることはないですね。そもそも、児童福祉法というのは、子どもの健全育成を第一の目的としてできた法律です。母子福祉法もそうですし、児童扶養手当法も、子どもの健全育成を目的としてできた法律であるにもかかわらず、どうも、子どものことが置き去りにされているのではないかという思いを、私自身はずっと抱いているわけです。

そこで、今日は、実はまだ整理しきれていないのですが、「子づれシングルと子どもたち」ということで、いろんな角度から資料やデータを見ていただきながら問題提起をさせていただこうと思っています。

## 2 厚生労働省の実態調査から

### 2.1 わが国のひとり親家庭の現状

ひとり親家庭の動向については、厚生労働省が5年ごとに母子家庭等の実態調査を行っています。実は、最新の調査は、昨年2006年の11月に行われたのですが、今はまだ厚生労働省の方で集計分析の段階ですので、公表はされていません。これまでは5年ごとに行ってきたのですね。ですから、本来でしたら、2003年に調査をして、次は2008年のはずなのですけど、先ほどお話しましたように、児童扶養手当の削減幅を決めるという重要な課題があったからだろうと思うのですけど、前倒しで2003年の次に2006年に調査を行っています。

今、私たちが知ることのできる最新のデータは、2003年のデータなのですが、そのデータでは母子世帯数が122万5,400世帯で、5年前の98年より28%増えています。父子世帯は17万3,800世帯で、こちらも5年前よりも6%増えています。増えるということがどういうことかということ、特に厚生労働省にとって母子世帯が増えるということは、喜ばしいことではないわけです。というのは、貧困母子世帯が増えると、それだけ福祉予算の支出が膨らむということなんですね。1990年代以降の長引く不況の中で、国家の税収が減っていて、社会保障予算を減額しなければならないなかで、児童福祉予算に占める児童扶養手当予算がだいたい6,000億円ぐらいなんですけど、それがものすごく大きな支出になるもので、なんとかそこを押さえたいということがあるわけです。そういう意味で、母子世帯数が増えるということは、さらに児童扶養手当の受給対象世帯数が増えるということになり、厚生労働省としては何とかしなければならないということになるわけですね。

ひとり親家庭になった理由は、母子世帯の場合、離婚80%、死別12%、

未婚の母6%という数値になっています。そして、父子世帯になった理由は、離婚74%、死別19%ですね。父子世帯の方がやや死別が多いです。

では、ここでちょっとみなさんに質問です。“未婚の父”というのはどうでしょう。存在するのか存在しないのか。未婚の父、実際は存在するんですね。でも、数値がないのです。数値がないということはゼロということでは必ずしもないのですね。統計が取られていないということなんですよ。未婚の父について、インターネットで検索すると、ブログが出てくるんですよ。未婚の父という人が書き込みをされているんです。未婚の父のなり方、大きく分けると、少なくとも二つ考えられるんですね。一つは、婚姻していないカップルが子どもを産んで育てているという場合、その男性は未婚の父ですよね。女性の方は未婚の母ですね。そういうタイプが一つ。もう一つのタイプとして考えられることは、結婚しないで女性が子どもを産んだ、ところが、その女性が子どもを育てたくないということで、子どもをおいて出て行った。その結果、子どもと父親が残ったという場合、その父親は未婚の父になるわけですね。

「未婚の父」については、統計にないイコールゼロではないということ、ここで押さえておきたいと思います。(後日、受講者のおひとりから、未婚シングルファーザーに関する情報を送信していただきました。総務省統計研修所調査によると、2000年が1万3千人、2005年は1万9千人で、この5年間で43.6%増とのこと。貴重な情報ありがとうございました)。

ひとり親家庭の平均像を、詳しくお話していると時間がないもので、ごく簡単に触れておきます。母子世帯の母親も父子世帯の父親も平均年齢はだいたい40歳前後です。母子世帯も父子世帯も、子どもの数は1.6人ぐらいですね。平均年間就労収入は母子世帯162万円、父子世帯320万円。平均年間収入は母子世帯212万円、父子世帯390万円。今、これらの年収が、当事者にとっても大きな関心事になっているわけですね。どうしたらこの就労収入をあげることができるか、どうしたら年間収入をあげることができるかということですね。もうひとつ押さえておきたいことは、母子世帯で、養育費を受け取っている比率が17.7%ということ。すなわち、離婚し

た、あるいは、未婚で子どもを産んだという場合、子どもの父親の中で、養育費を払っているのは17.7%ということです。逆にいえば、残りの82.3%は、逃げるが勝ちで、養育費も払わないで逃げているということです。いわゆる先進国の中で、さらにシングルマザーの多い国の中で、養育費を払っている比率、受け取っている比率がこれほど少ないということでは、日本が飛び抜けているわけです。聞くところによると、オーストラリアなどは90%を超えているというのです。国によっては、アメリカでは、州によっては、父親が養育費を払わなかったら、半年間刑務所入りとかね、強制就労させるとかね、そういうふうなところもあるようですね。それから北欧の国などでしたら、養育費というのは当然に給与から天引きされているわけです。そういった国と比べると、日本は養育費の支払率の低さが異常なのです。これは、ひとつには強制力がないことも理由ですし、母親が、別れた夫に直接に養育費を請求しないといけないということも理由としてあるわけです。取り立てするのが非常に難しい。それから、夫の方が自己破産をしてしまったとか、夫の方が借金を抱えていてとても払えるような状況ではないとか、そういう場合ももちろん含まれているのですけれども、いずれにせよ、養育費の受け取り率が非常に低いということを押さえておきたいと思います。

今、お話した年間就労収入と関わっているのですが、母子家庭の就業状況をみますと、98年と比べて常用雇用が12%減の39%と少なくなっています。反対に、臨時とかパートが11%増えて49%になっています。日本のシングルマザーは先進諸外国のシングルマザーと比べて、働いている割合が非常に高く、80%以上が働いているのです。ところが、90年代以降の不況の影響や労働市場における規制緩和という名のもとで、全体的に正規雇用が少なくなって、さまざまな不安定就労が増えて、その影響をシングルマザーの人たちももろに受けているわけです。

その結果、母子世帯では就労収入が162万円。平均世帯収入が212万円です。5年前より17万円も下がっているのです。ひと月当たり1万円以上も生活費が減っているということです。

父子世帯の父親の就業状況では、常用雇用が76%と多いように見えるの

ですが、父子世帯のひとつの特徴は不就業8.2%という高さです。この調査は2003年で、まだ不況を脱してない時ですけど、この時の大阪府の失業率が5%くらいだったのですが、全国の父子世帯の不就業率が8.2%ということは、不就業であることが離婚して父子世帯になったひとつの要因であったかなということも想像されます。こちらは平均就労収入320万円であり、平均世帯年収390万円なんです。

これらの金額をどう評価するかというと、ひとつの参考は一般世帯の平均年収589万円という数字なんです。実は、一般世帯の平均年収も毎年毎年少なくなっているのです。一番いい時は700万円近くあったんですね。589万円と母子世帯の平均年収を比べると3分の1、父子世帯の方は60%なんです。母子世帯も父子世帯も、平均年収がいかに低いかということがご理解いただけたらと思います。

## 2. 2 子どもの状況

厚生労働省の調査が行われた2003年に、20歳未満の子ども数がどのくらいか国勢調査で調べてみますと、25,960,664人でした。この数字を見て、私はすごく似ているなと思ったのですが、何に似ているかというと、日本の65歳以上の人口と非常に似ているんですね。だいたい人口の20%ちょっとなんです。

ちなみに、ここでいう母子世帯とか父子世帯という時の子どもの年齢は、厚生労働省では20歳未満の子どもが配偶者のいない親と生活している場合を母子世帯とか父子世帯と捉えていますので、20歳未満なんです。では、ひとり親家庭の子ども数がどのくらいかというと、母子世帯では、191万9千人で7.4%です。それから父子世帯では、26万7,400人で1.0%と推定できます。この数字を合わせると、ひとり親家庭で育てている子どもは、20歳未満の子どもの8.4%となります。8.4%はそんな少ない数字じゃないですね。私はよく例に出すのですが、たとえば小学校や中学校、ひとクラス40人学級とすると、ひとクラスの中に3人ぐらいいるということです。ただ、その3人の子どもたちが、おそらく、ひとクラスの中にぽつんぽつんといたとしても、その子たちに、何らかの教育的な支援とか、あるいは

福祉的な支援がどれだけ行われているかというのと、あんまり行われているようには聞かないです。で、どういう問題があるかというのは、またあとでご紹介したいと思います。

そこで、これも私が勝手に厚生労働省の調査から数字を計算してもってきたんですが、母子世帯と父子世帯それぞれに191万9千人、26万7千人いる子どもたちが、今どういう状況にいるか、次に見てみましょう。

表1 ひとり親世帯の就学状況別に見た子ども（20歳未満）の状況

区分	総数 (千人)	未就学	小学校	中学校	高校	高等 専門 学校	短大	大学	専修 学校	就職	その他
母子世帯	1,919.1	371.1	641.8	379.9	329.7	7.1	7.1	20.3	22.9	63.5	75.8
	100.0%	19.3%	33.4%	19.8%	17.2%	0.4%	0.4%	1.1%	1.2%	3.3%	4.0%
父子世帯	267.4	36.3	86.8	51.6	57.3	1.9	1.0	6.7	5.7	11.5	6.7
	100.0%	13.6%	33.2%	19.3%	21.4%	0.7%	0.4%	2.5%	2.1%	4.3%	2.5%

厚生労働省「平成15年度 全国母子世帯等調査結果」より作成

表1を見ると、未就学の子ども、小学校に行っている子ども、中学校に行っている子ども、高校に行っている子ども、それから、高等専門学校、短大、大学、専修学校、就職、その他、とあるわけですね。非常に荒っぽいのですが、単純に見ますと、母子世帯の子どものうち、小学校6年間で64万人ぐらい。中学校3年間で約38万人。高校3年間で約33万人。このあたりは数字的にはこんなもんかなと思うわけです。それでは、ひとり親家庭で育てている子どもたちの、いわゆる大学進学率はどのくらいなんだろうかとデータを探してみたのですが、データは見あたりません。そこで、この2003年時点で、大学に行っている子どもの数はどのくらいかと見てみると、約2万人なんですね。もちろん18歳と19歳の子どもたちですから、全体としてはそんなに多くないのですが、20歳未満の子ども全体の1.1%



です。高校3年間で33万人いる子ども数と比べて、大学生は2万人しかいないのです。短大とか専門学校へ行っている子どもたちを合わせても3%いないのです。就職している子たちが3.3%いるんですけど。ここで、ちょっと注目していただきたいのは、「その他」が7万5,800人、全体の4%いるんです。この「その他」という子どもたちが、どういう子どもたちなのか。「その他」の子どもたちは20歳未満で学校に行っていないし、就職していない子どもたちです。この子どもたちはどうしているんだろうと思うのですが、最近あんまりニートという言葉は使わなくなりましたが、ひょっとすると、この4%の中のかなりの数が、いわゆるニートではないかと思えてしかたがありません。実際、大学生の数は、父子世帯では倍あるんです。母子世帯1.1%で父子世帯2.5%です。もちろん、このデータだけでは荒っぽいことしか言えないのですが、母子世帯も父子世帯も、子どもたちは、高校卒業後の高等教育を受けるチャンスが非常に制限されているのではないか、受けることが困難な状況があるのではないかと推測されるわけです。

なお、今、お示ししました厚生労働省のデータは、厚生労働省のホームページでダウンロードできますので、もしも関心のある方は、一度見ていただきたいと思います。

### 3 大阪市ひとり親家庭の実態調査から

#### 3.1 ひとり親家庭の生活実態

今からご紹介するのは、同じ2003年の夏に、大阪市がひとり親家庭の実態調査を行ったデータです。幸い、大阪市ひとり親家庭実態調査の集計分析に関わらせていただくことができましたので、とにかく可能な限り、ひとり親家庭の実態を深いところまで明らかにしてみたいということでさせていただきました。そのデータをご紹介しますと思います。

このひとり親家庭調査で、やや手前味噌になるのですが、自慢できることは、社会調査でいう無作為抽出という方法であること、このことが重要なのですが、大阪市の調査では市民全体から無作為抽出を行ったので

す。具体的には、ひとり親家庭が5%ぐらい出現するだろうということを見越して、大阪市24区の区役所の住民票から無作為に17万2千世帯を抽出し、そのなかから世帯主に配偶者がいなくて未成人の子どもがいる世帯5,800世帯を策出し、一斉に調査協力を求めるという、調査方法としては理にかなった方法で調査を行ったのです。ただ、回収率が全体で26.5%と低かったことは非常に残念でした。全部で母子世帯1,182件、父子世帯104件の回答がありまして、それをもとに集計をしました。

表2 大阪市のひとり親家庭の平均像

推定数と出現率	母子家庭 34,407世帯 (2.83%)	父子家庭 5,714世帯 (0.47%)
ひとり親家庭の母または父親の年齢	40歳6ヵ月	44歳7ヵ月
ひとり親家庭になってからの期間	6年4ヵ月	4年9ヵ月
同居している子どもの数	1.7人	1.7人
同居している子どもの年齢	12歳6ヵ月	13歳4ヵ月
労働時間	8時間05分	9時間56分
通勤時間	23.7分	35.3分
年間総収入	229.5万円	477.8万円
年間就労収入	187.7万円	418.9万円
1ヵ月に最低必要と考える生活費	202,139円	283,317円
養育費の額 (受け取っている場合)	52,837円	
養育費を受け取っている比率	母子家庭全体の11.9%	

表2は、ひとり親家庭の平均像です。母子家庭、父子家庭と大きく分けていますけれども、だいたいの傾向は全国調査とよく似ているんですが、ここで見ていただきたいことがいくつかあります。

まず、労働時間です。母子家庭の母親の労働時間は平均8時間5分なんです。父子家庭の父親にいたっては9時間56分という数字が出ているのです。シングルマザーの人たちは、もう十分、フルタイムと変わらないくらい働いているのです。たとえ、今、パートとかアルバイトといっても、いくつか仕事を掛け持ちして、トータルすると一日あたり8時間以上働いているのです。父子家庭の父親にいたっては、残業とかしながら10時間近

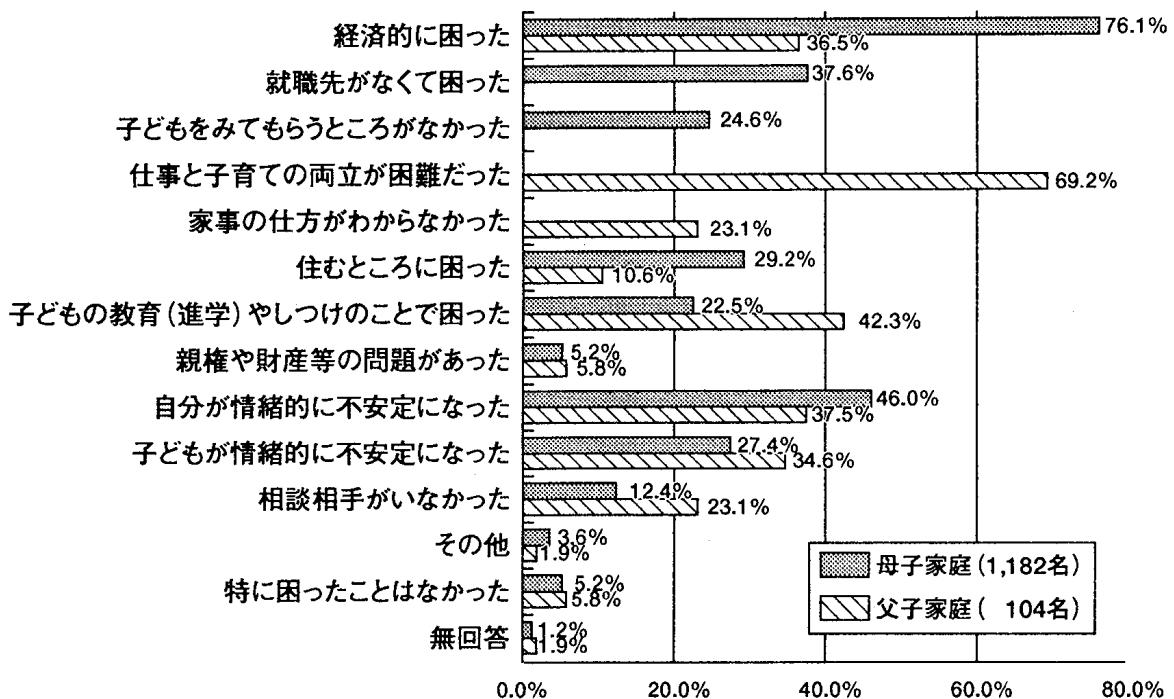
く働くのが普通になっているということです。

次に、大阪市は大都市ということもありますので、年間の就労収入は、全国平均よりは26万円ぐらい高くなっています。年間収入も全国平均よりは17万円ぐらい高いということになっています。

大阪市の場合、残念なのは、養育費を受け取っている割合が全国平均よりさらに低くて12%です。

ここから、このデータをもとにして、もう少し詳しく見ていこうと思います。まず、ひとり親家庭になった時に困ったことについて、いろんなことを聞いています。ひとり親家庭になった時に困ったことについては、実は、厚生労働省の調査にもあるのですが、厚生労働省の調査では、「ひとり親家庭になった時に困ったこと一つに○をつけてください」となっているのです。でも、実際に大阪府で調査をしてみると、図1のように、困ったことはひとつとは限らないわけです。

図1 ひとり親家庭になった時困ったこと



母子家庭の母親が母子家庭になった時に、「経済的に困った」、「就職先がなくて困った」、「住むところがなくて困った」、「自分が情緒的に不安定になって困った」、「子どもが情緒的に不安定になって困った」など、同時

にいくつも困難な状況に直面しているわけです。そのことは、父子家庭も同様で、特に父子家庭の場合には、「仕事と子育ての両立で困った」、「子どもの教育やしつけのことで困った」、「自分が情緒的に不安定になった」、「子どもが情緒的に不安定になった」など、いくつも困難に直面していることがわかります。図1は、ひとり親家庭になった直後ですが、それでは、ひとり親家庭になって、平均6年か7年たった現在、これらの困ったことは解消したのかということ、質問項目がいっしょではないのですが、あんまり変わってないのですね。今も困っていることは変わってないのです。母子家庭でいえば、「経済的なことで困っている」、「仕事のことで困っている」、「住宅のことで困っている」、「子どもの教育やしつけのことで困っている」、「自分の健康や精神的なことで困っている」、「子どもの健康や精神的なことで困っている」など、いくつも○がついています。父子家庭も同じ傾向にあることがわかります。

こういったさまざまな困難を抱えながら、困難を解決するために、いったいどんな方法があるのだろうか、どこに相談に行けばいいのだろうか。大阪市の場合、2003年から各区役所に母子家庭自立支援担当係長という人たちが配属されて相談担当するようになったとか、母子家庭のための就労サポーターという嘱託の人が配属されるようになったとか、以前に比べて支援体制は少しずつできてはいるのです。でも、相談にのってもらって具体的な解決策があるのかということ、解決策はなかなか見えないのですね。

### 3. 2 母子家庭の母親の就業形態

次に、母子家庭の母親に限っての就業形態ですが、また後でもう少し詳しいデータをお示ししますが、結婚前に正社員、正規職員に就いていたという人は60%おられるんです。ところが、同じ人が結婚して母子家庭になる前は、正社員が15%ぐらいに下がるんですね。そして、母子家庭になった直後は20%ぐらいになって、現在は23.4%ぐらいなんですね。このことに関しては、また後でご紹介しますが、実際に日本の女性たちが、結婚する前は正社員とか正規雇用に就いているのですが、結婚したとたんによくは仕事を辞める。その後、再就職でパートに就く。でも、一度仕事を

辞めるとなかなか正社員とか正規雇用には就けないわけですね。それが母子家庭の母親たちにもそのまま当てはまるといえます。

図2は、現在の家計状況です。この図のなかで、正社員の人たちの世帯収入は、最頻値が300万円台です。しかし、パート、アルバイトとか自営業の手伝いとか内職とか、ほかの働き方であれば、100万円未満という人が圧倒的に多く、せいぜい150万円といった傾向になっています。

図2 シングルマザーの就労形態別・世帯収入

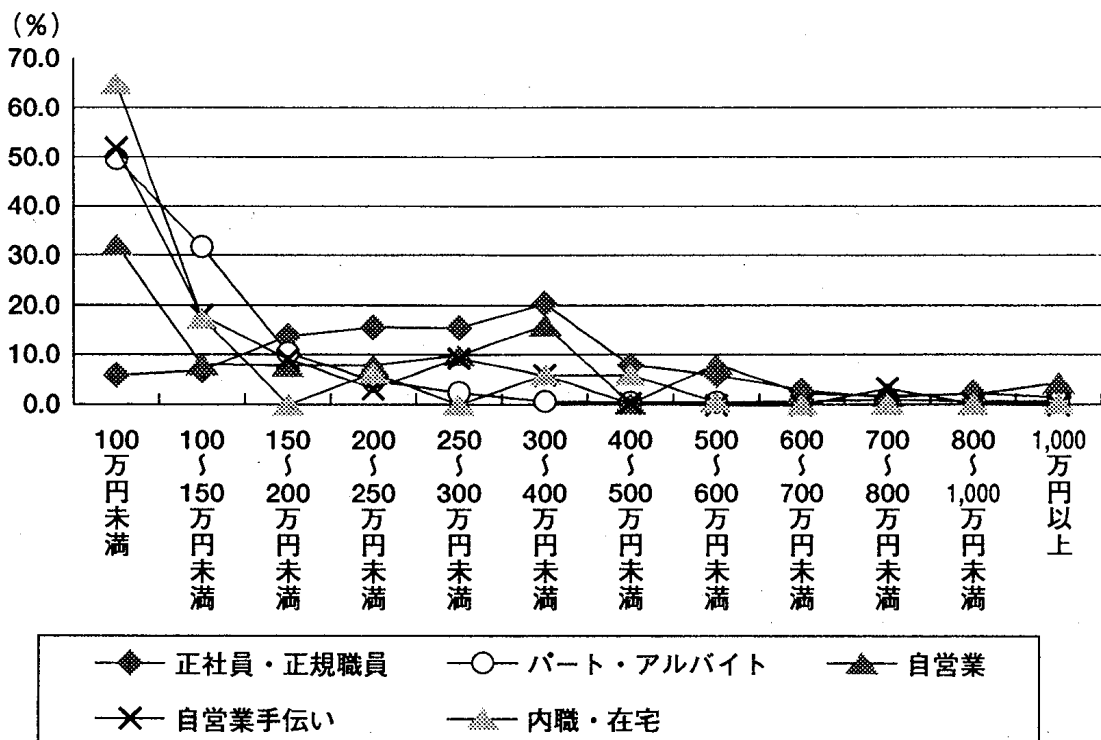
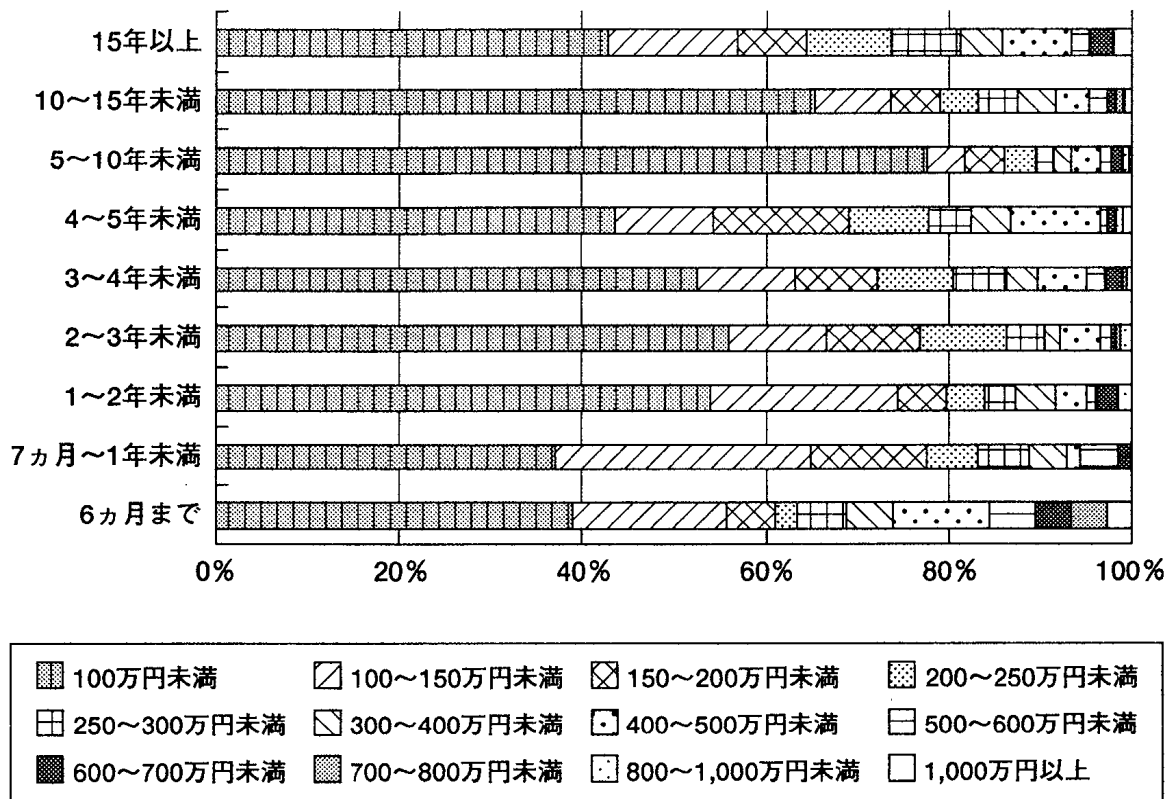


図3は、母子家庭になってからの年数と世帯収入との関連を帯グラフで表したものです。なぜこういうグラフを作ったかという、先ほどお話ししましたように、2003年度から法律が変わって5年経ったら児童扶養手当が削減になるわけですね。それでは実際に、母子家庭が年数がたてば経済的に楽になっているのかどうかということをも明らかにしたいと思って集計したのです。グラフの一番左端は100万円未満です。このグラフを見る限り、年数が長くなっても100万円未満の比率は減ってないんですね。母子家庭としての年数が長くなっても生活が楽になっているとは見えないのです。こういう状況で、5年過ぎたからといって児童扶養手当が仮に半分になっ

てしまうと、これまで子どもひとりで41,720円もらっている人が、来年から半分の2万円そこそこになると、たちまち生活困難に陥ることは目に見えているわけです。

図3 ひとり親家庭になってからの年数別・世帯収入



就労収入以外にどんな収入源があるかという点、母子家庭の中では死別、離婚、非婚未婚で若干違う傾向があります。死別の場合は70%ぐらいの方が遺族年金を受け取ることができています。遺族年金は、夫が民間企業に勤めていたとか公務員であったとかいう場合、多い人でしたら月々20万円近く受け取ることができています。それに対して、離婚、未婚の場合は、75%以上の方が児童扶養手当を受けています。ここで、父子家庭に注目したいのですが、父子家庭の場合は、ほとんど福祉施策がないのです。ですから、父子家庭で経済的に困ったらどうするかという点、「預金の取り崩し」や「借金」となるんです。経済的に困った時に受け皿がないのです。生活保護まで行くのか。ところが今、病気をしているとか、あるいは障害があるという方は別として、働ける年齢で特に体がどこか悪いわけではな

くて収入がないという場合に、生活保護はなかなか支給してくれないのです。子どもがいるというと、「働け」と、当然のように言われるわけです。どうするかというと、なかには、子どもを児童養護施設に預かってもらって、何らかの仕事に就いているという方も父子家庭の場合はあるわけです。現在の生活実感としては、母子家庭も父子家庭も、70%以上が「大変苦しい」、「苦しい」と答えています。母子世帯の平均212万円、実際のところは212万円あるという世帯は半分もないんですね。多くの方々が180万円ぐらいあったらましなほうだという状況なんです。仮に、212万円ということは、1ヶ月にすると16万円ぐらいですね。それでどんな生活になるでしょうか。アパートを借りるとしても5、6万円家賃がかかります。子どもさんが小学校に行っていると、最低限の教育費や給食費がかかります。電気・ガス・水道費とか通信費とかもかかります。ちなみに、生活保護費についていいますと、大阪市は生活保護基準でいえば、いわゆる一級地ですが、小学生と乳幼児がいる母子世帯の場合、たとえば母親が病気がちで働けないというような場合に生活保護を受けることができるのであれば、月々21万円から24万円ぐらいになるんです。こういう話をすると、生活保護っていいなと思われるかもしれませんが、でも、生活保護費基準が、憲法25条で明記された、健康で文化的な最低限の生活の保障基準であると考えれば、多くの母子世帯の現在の生活のあり方が、あまりにも低すぎるということなんです。そのところを強調しておきたいと思います。

### 3.3 子どもの状況

大阪市のひとり親家庭に育てている子どもたち1,945人について、今どんな状況かを、子どもの年齢ごとに一覧にしましたが、2点、押さえておきます。一つは、0歳の子どもの実に84.2%が在宅保育だということ。1歳児でも47.2%が在宅保育です。もちろん0歳の子どもの保護者の中には、母乳で育てたいとか、子どもがまだ小さいので自分が手元で育てたいという方もおられると思うのですが、0歳児保育があまりに乏しいことの表れではないかと思うわけです。もうちょっと0歳児保育が広がっておれば、これほど在宅保育にならなくてすむだろう。男女雇用機会均等法がで

きて、男女共同参画社会のもとでの少子化対策として保育所の充実だけではなく、育児休業が取りやすくなるようにということで、企業に働きかけが行われているのですけれども、シングルマザーが育児休業を取ることができるのでしょうか。育児休業を取って、たとえ有給で40%の給与保障があるといっても、それでは生活できないのです。ですから、子どもが本当に小さくても、働ける人は働かざるを得ないのです。子どもを保育所へ入れることができなければ働けないので一定期間だけ生活保護を受けるか、誰か親戚から援助を受けるか、あるいは、子どもの世話をしながらでも在宅で仕事をするか、そういう方法しかないのです。そういう意味で、在宅保育84%というのは、もうちょっと何とかならないかと思うわけです。もう1点、16歳、17歳、19歳の子どもたちの場合、学歴で中学卒が10%前後いるんです。今、大阪の場合は高校進学率が96%になろうとしているのですが、そんな中で、ひとり親家庭の子どもたちで、16歳・17歳で10%近く中学卒の子どもがいる。この子どもたちの中には最初から高校に行かないで就職したという子もいるかもしれません。でも、高校へ進学したんだけど中途退学してしまったという子どもたちも、この中にかなり入っているものと推察されます。この10%前後の中学卒の子どもたちは、いったいどうしているのだろうか。そこで、10代、20代の子どもたちの就職状況を見てみました。すでに学校を卒業した子どもたちの就職状況について集計したのですが、母子家庭の中学卒の子ども48人のうち、就職している子は21人、就職していない子は27人という状況です。では、就職していない子どもたちは、いったいどうしているのでしょうか。10代で、学校に行っていない、仕事に就いていない子どもだと、行き場はないのではないかと思います。高卒の子どもたちでも、2003年頃の非常に就職の厳しかった時期ということもあり、就職している子どもが6割で、就職できていない子どもが4割なんです。大卒の子の数はものすごく少ないですけど、9割は就職して1割は就職していない状況です。

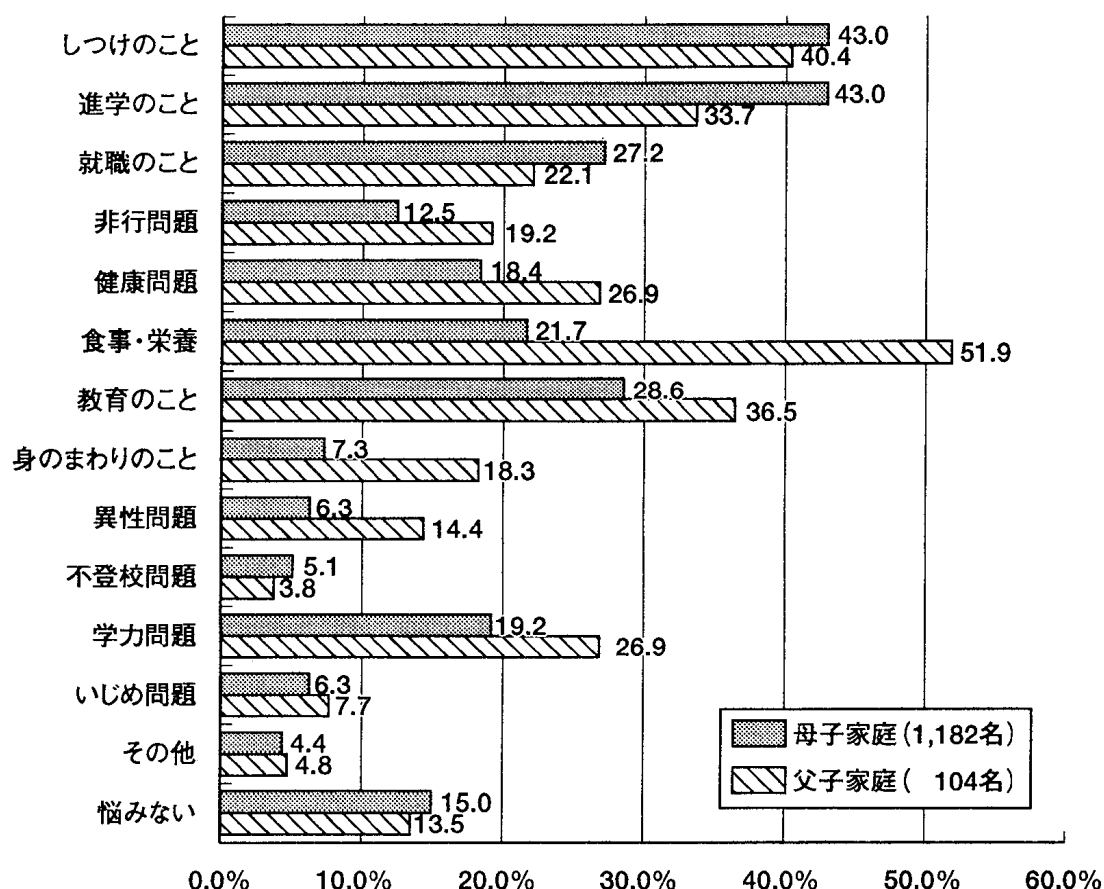
中卒や高卒で就職していない子どもの親自身も経済的に厳しい状況にあるならば、まさに「貧困の再生産」と言わざるを得ないわけですが、そのような状況がこういったデータから見えてくるわけです。



この子たちは、どういう手だてがあれば再チャレンジできるのだろうか。昨今、強調されている再チャレンジ政策がこの子たちに届いているのだろうか、と思わずにおられません。父子家庭の方は数が少ないのですが、よく似た傾向を示しています。

次に、図4は、保護者の子どものことでの悩みです。厚生労働省の調査では、「子どもさんのことで悩んでいることに一つ○をつけてください」となっているんです。でも、ひとりの子どものについてもいろいろ、いくつも悩みがあるわけですね。子どもが複数いたら、ひとりひとりの子どもについて悩みが違うことがあるわけです。「しつけのこと」、「就職のこと」、「食事のこと」、「非行のこと」、「身の回りのこと」、いろんな悩みごとが父子家庭の親からも母子家庭の親からもあがっています。もう少し詳しく見てみると、子どもさんが小さいときは、「健康面」や「しつけのこと」が高い割合になってくるんですね。それから、子どもの年齢が上がって小学生になり、高学年になってくると、「教育のこと」や「学力問題」があがってくるんです。中学生になると「進学のこと」や「非行問題」、高校になると「就職のこと」もあがってくるわけです。特に父子家庭の父親の場合に、子どもが小さいときには「しつけのこと」とか、「食事のこと」とか「教育のこと」とかいろいろあがってきます。年齢が上がると、「教育のこと」などはどんどん割合が高くなってきます。こういう集計をしてみますと、母子家庭の親、父子家庭の親、それから親が二人いる家庭でも、改めて、親としては共通の悩みがあることがわかります。子どもについての悩みは、子どもの年齢が上がれば少なくなるとか楽になるとかいうのではなくて、子どもが成長すれば悩みが変わるんですね。それらを、ひとり親の場合は、ひとりで対処していかないといけない。なかなか相談したくても気軽に相談できる場所がない。平日だったら、仕事を休んでまで相談に行けない。ですから、こういった様々な子どものことで、自分自身も仕事が忙しいし、悩みがあってもなかなか相談もできないということで、親自身が立ち往生してしまうことも少なくないわけです。

図4 保護者の子どものことでの悩み（複数回答）



もう一つ、厳しいデータをお示しします。表3は、世帯収入によって親が子どもの進路をどの程度まで希望するか、ということを表にしたものです。私は別に子どもがみんな大学に行ったらいいという訳じゃないのですが、でも、今18歳人口の50%程度が、大学とか短大をあわせると進学している状況の中で、母子家庭の子どもを大学まで無理に行かせなくてもいいよとは、やっぱり言えないわけです。行けるものなら行かせてやりたいと思うわけです。ところが、表3を見ていただきますと、世帯年収が100万円台や200万円台では、親は子どもに「大学まで」行ってほしいとなかなかストレートには表現できないんですね。「大学まで」は20%ぐらいなんです。「高校まで」、あるいは「子どもに任せる」という回答が多くなっています。ところが、人数は少ないのですが、年収が500万円を超えてくると、「大学まで」という希望が50%を超えてくるんです。世帯年収と、親が子どもに期待する最終学歴との間に顕著な傾向が見られるのですね。

表3 保護者が希望する子どもの最終学歴

		総計	中学 まで	高校 まで	短大 まで	大学 まで	専門 学校	子ども まかせ	その他
	母子家庭	1,021	0.1	26.7	3.3	29.4	6.3	33.4	0.9
世 帯 収 入	100万円未満	216		31.2	3.3	24.7	5.1	35.3	0.5
	100～ 150万円未満	174		34.3	1.7	26.2	8.7	27.3	1.7
	150～ 200万円未満	116		28.7	2.6	21.7	10.4	35.7	0.9
	200～ 250万円未満	90		24.4	5.6	26.7	7.8	34.4	1.1
	250～ 300万円未満	71		26.8		42.3	4.2	26.8	
	300～ 400万円未満	100		16.0	6.0	30.0	10.0	38.0	
	400～ 500万円未満	38		13.5	2.7	37.8	5.4	37.8	2.7
	500～ 600万円未満	31		3.2	6.5	48.4	3.2	38.7	
	600～ 700万円未満	9			11.1	55.6		33.3	
	700～ 800万円未満	10		10.0		50.0		40.0	
	800～1,000万円未満	7		28.6		57.1		14.3	
1,000万円以上	9			11.1	77.8		11.1		
	父子家庭	86	1.2	35.3	3.5	41.2	2.4	16.5	
世 帯 収 入	100万円未満	6		33.3		66.7			
	100～ 150万円未満	4		50.0		25.0		25.0	
	150～ 200万円未満	5		60.0			20.0	20.0	
	200～ 250万円未満	4		25.0			25.0	50.0	
	250～ 300万円未満	6		33.3		66.7			
	300～ 400万円未満	10		60.0		30.0		10.0	
	400～ 500万円未満	12		41.7		33.3		25.0	
	500～ 600万円未満	11	9.1	27.3	18.2	45.5			
	600～ 700万円未満	5		60.0		40.0			
	700～ 800万円未満	2		50.0				50.0	
	800～1,000万円未満	3				66.7		33.3	
1,000万円以上	7				100.0				

昨今、ますます格差が広がっていると言われますけど、教育格差が広がっていて、家庭の経済力がもろに子どもたちの進学とか進路選択に影響するような状況になっていて、それが母子家庭などを見ると、まさに顕著に表れているわけです。

では、「子どもたちはどう思ってるの?」ということは聞いてないのですが、これまで、こういった教育に関する調査をやってきた経験で言いますと、親が子どもに「高校まで」行ってほしいと思ったら、子ども自身も「高校まで」行きたいという回答を結構しています。親が子どもに「大学まで」行ってほしいと思っていたら、子どもも「大学まで」行きたいという回答をするんですね。親が「本人に任せる」と思っていたら、子どもは「わからない」と答える傾向があるんです。こういうように、親の希望が、結構、子どもの選択に影響する。ですから、親が、子どもを大学まで行かせてやれないな、と思っている家庭では、子どもたちは家の事情

をわかっていますから、大学に行きたいということを、子ども自身、なかなかストレートに言えないのです。

### 3. 4 ひとり親家庭にたいする差別や偏見

それでは、日常生活ではどうなのか。ひとり親家庭の親や子どもたちがぜんぜん差別や偏見を経験することなく生活しているのかどうかをみると、日常生活の中で「差別や偏見の体験がある」という母子家庭36.9%、父子家庭31.7%と、3～4割もが、これまで差別や偏見を受けていることが明らかになりました。実は、これまで、こういった問題さえも、ほとんど取り上げられてこなかったのです。具体的な内容としては、母子家庭では、「就職するとき」に子どもがいるということで断られたとか、「住宅を借りるとき」に、小さい子どもがいるので部屋を汚すから困ると断られたとか、あるいは「住宅を借りるとき」に保証人がないからダメだと断られたとか、それから多いのは、「隣近所の噂」ですね。あることないこと噂を立てられる。たとえば、あそこの家に男が通っているようだ、とかね。それから、母子家庭で生活が苦しいはずなのに贅沢をしているとかね。あることないこと言われる。それから、職場で上司や仲間から、セクハラやパワハラの被害を受けるとか、そういったことも少なくない数字があがっています。父子家庭の父親の場合は、「再婚話のとき」に、たとえば、別れた元妻はどうだったとか、あそこは身持ちがいいとかどうとかいろいろ噂を立てられるとか、職場で、子どもが小さいから早く帰りたいと言ったら、いろいろ嫌みを言われるとかですね、そういったことがいろいろあがっています。それから、子どもがいじめにあうということもあがっています。

では、こういった差別や偏見を受けたときに、いったいどこに相談するのでしょうか。母子家庭の母親の場合は、親や兄弟に相談するとか友人に相談するという割合がいくぶん高いのですが、でも、母親の半分ぐらいは「誰にも相談していない」となっており、父子家庭の父親の6割以上が「誰にも相談していない」となっています。実際のところ、相談したからといって解決するのかということもあるんです。問題が解決したかどうかを見てみますと、「解決した」という人が2割そこそこ、「解決しなかった」

のは母子家庭の4割、父子家庭では6割にもなっています。多くは、解決してないのです。中には、相談したけれど解決しなかったという人もあるでしょうし、相談してもダメだろうと思ってあきらめたという人もあるかもしれません。解決しなかったという人たちは、解決しないまま泣き寝入りをしてしまっているという現状だと思っています。

#### 4 ひとり親家庭の実態調査から見えてきたこと

ここで、ひとり親家庭の現状から見えてきた課題について、少し整理をしておきたいと思います。

- ①母子家庭の多くが経済的に困窮しているということ。経済的に困難な状況にたいして何か打開策があるのでしょうか。厚生労働省などが、さまざまな就労支援策を打ち出していますが、80%以上がすでに就労しているわけですね。ですから、仕事を紹介してもらったから解決するという問題ではないのですね。仕事を紹介してもらっても、パートとか嘱託とか派遣とか、不安定な仕事であつたらなかなか安定的な収入につながらないのです。しかも、低賃金であれば、経済的に困難な状況は解決しないのです。まず、このところを押さえておきたいと思います。
- ②多くの親が子どものことでさまざまな悩みを抱えているということ。親にとって相談先が乏しいとか、子ども自身の相談先も意外とないのですね。たとえば、子どもが学校の先生に相談できるかという点、なかなか相談できてないのです。しかも、子どもたちは、つらいことがあっても、たとえばいじめにあつたとか、それから、たとえば友達が新しいおもちゃをもっていても自分もほしいと思っても、親には言えない。子どもって、親には相談できないんですね。相談したら、親が悲しむだろう、つらい思いをするだろうと思うと、相談できてないんです。また、学業、進路、人間関係に課題を抱えている子どもたちにとって、具体的な解決策というのがほとんど講じられていません。ひとり親家庭の問題で、厚生労働省と文部科学省とが、連携して何か対策をとったという話は聞きません。
- ③差別や偏見が半ば放置されているということも指摘しておきます。

次に、ひとり親家庭の自立支援施策についてなのですが、先ほどお話ししましたように、2002年11月に、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法、児童扶養手当法、社会福祉法の一部が改訂になり、2003年度から具体的な措置を講じるための基本的な方針が明らかになりました。そして、4本柱として、子育てや生活の支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策が打ち出されました。また、地方公共団体に、母子自立支援員という相談員が配置されるようになりました。

本当は、これらの施策一つ一つについてお話をしてもいいんですけども、実際、一言でいうならば、アドバルーンはいっぱい上がっているのですけれど、ほとんど効果を期待できないし、効果が上がっているとは言えないのが現状なんです。ですから、詳細についてお話しても、ちょっとむなしくなりますので、今回は施策については省略させていただいて、もし関心がおありの方は、先ほど紹介のありました「しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西」とか、厚生労働省のホームページに具体的な施策が書かれていますので、そちらを見ていただきたいと思います。

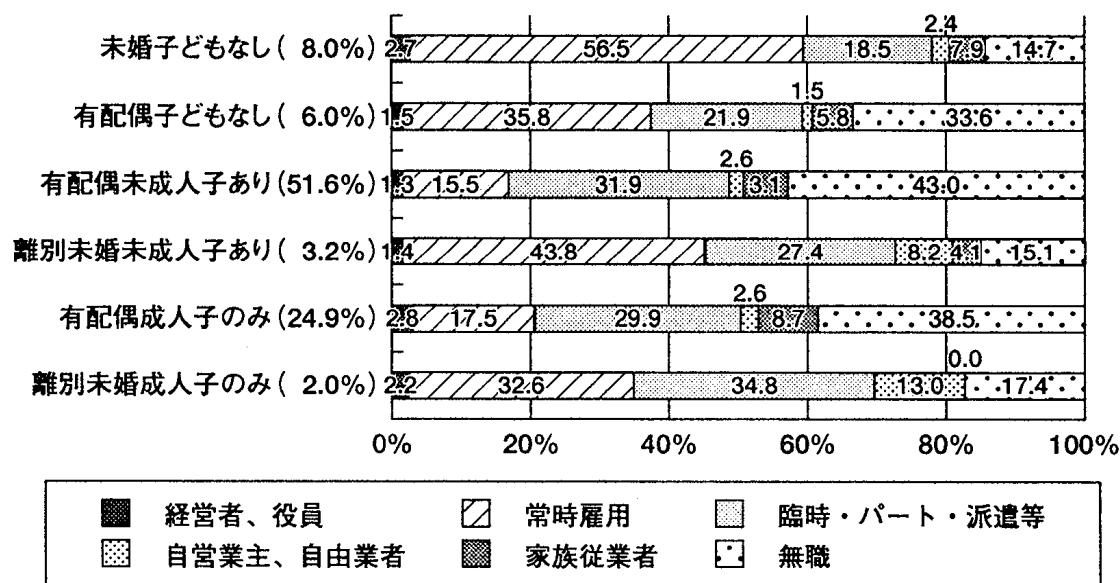
## 5 母子家庭はなぜ貧困なのか

すでにお話ししましたように、母子家庭の年収は212万円と非常に厳しいので、そうすると、母子家庭イコール貧困という捉えられ方をしてしまうのですけれども、でも、そのことは自明のことではないのです。貧困化のメカニズムを押さえておくことが大事だろうと思っています。

図5は、日本家族社会学会が、2004年1月実施した全国家族調査のデータを用いて、日本女性の家族経験の違いによる就業実態の違いを集計したものです。「未婚で子どもなし」では60%ぐらい正規雇用に使っています。ところが、「有配偶子どもなし」の人では、正規雇用は35.8%です。一方、無職の人が33.6%です。子どもが生まれて、「有配偶未成人子あり」になると、正規雇用がさらに20%減るんです。その分、無職が増えています。このように、現代の日本女性は、結婚することで正規雇用が20%減る、子どもが生まれることでさらに20%減る、というのが現状なのです。そして、

「有配偶未成人子あり」の女性たちは、このまま「有配偶成人子のみ」になっても、正規雇用の比率はあまり変わりません。無職の割合が若干少なくなっているぐらいです。それで、もし「有配偶子あり」で離婚して「離別未婚未成人子あり」になると、少し、「正規雇用」が増えているというのが現状です。

図5 現代の日本女性の家族経験別に応じた現職



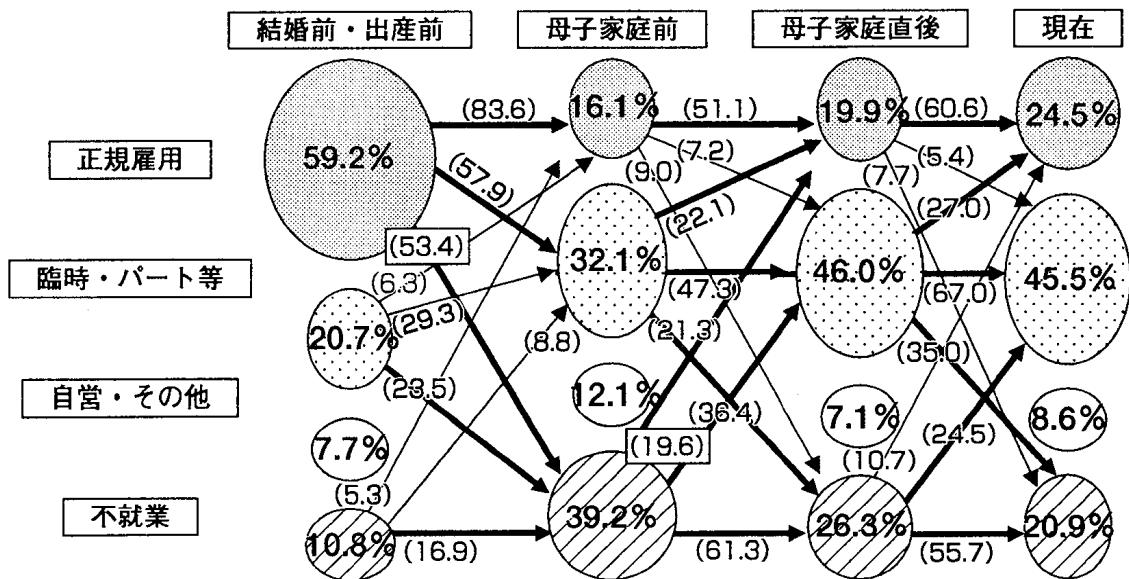
NFRJ03データにおける28-60歳未満女性 (2,307人) について集計

図5も、なにも世界共通の女性の働き方ではなくて、先進国の中では日本特有ですね。近いところでは、韓国でも同様の傾向になっているようですが、なにも世界共通では決してありません。

図6は、大阪市のひとり親家庭の調査から、対象となった1,182人の女性たちが、これまでどういった働き方をしてきたか、その変化を数字で表したものです。多くは結婚するまでは正規雇用で仕事をしていたのですが、結婚して母子家庭になる前、夫がいるときは、「正規雇用」16%で、これは全国調査とほとんど同じ比率です。「パート」が3割程度で、「無職」が4割です。そして、離婚して、母子家庭になった。でも、「正規雇用」はほとんど増えていないのです。増えているのは、「臨時・パート・アルバイト」です。しかも、どんな人が「正規雇用」で就労しているかという、結婚後も「正規雇用」として働き続けて、離婚後も、その人たちの半数以

上が「正規雇用」で働いていて、現在も働いているということなんです。離婚前に、パートや無職だった人の多くは、離婚後、大半がパートです。パートから正規雇用には2割なるかならないかです。いったん正規雇用を辞めてしまうと、よほど、その人に何か能力があるとか、あるいは幸運に恵まれる場合は別として、無職やパート就労から、正規雇用になることがいかに難しいかということが、大阪市のデータから明らかになりました。

図6 母子家族母親の就業移動



2003年大阪市ひとり親家庭調査より

厚生労働省や各自治体は就労支援策をしていますと言うけれど、単にパートに就けるだけの就労支援だったら、ほとんど意味がないということを強調しておきます。

## 6 社会的排除問題としてのひとり親家庭問題

### 6.1 社会的排除のしくみ

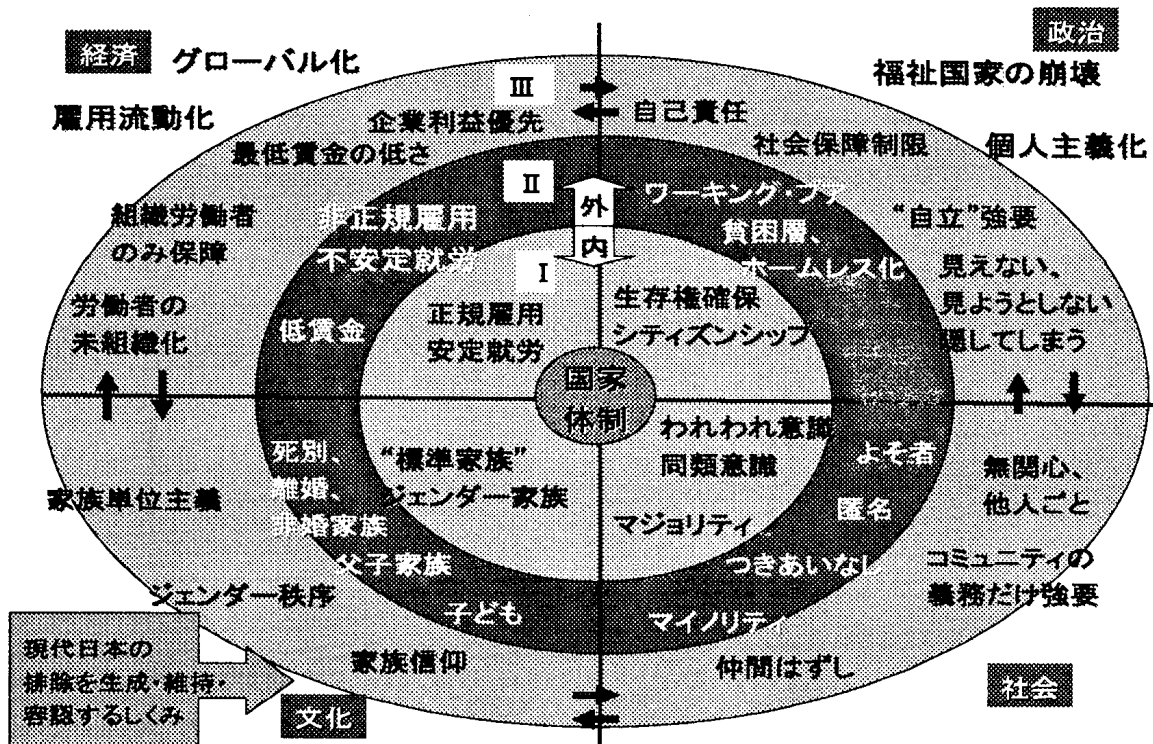
社会的排除というのが、今回の連続講座のキーワードになっているのですが、私自身は、「社会的排除とは、いかなる人であっても、共同社会で暮らすための、最低限の経済的・政治的・社会的・文化的な諸権利が不充足でアクセス困難な状況であること」と、一応定義できるのではないかと



考えています。

では、ひとり親家族<sup>2)</sup>における社会的排除の現状として、誰がなんのために、ひとり親家族を排除するのだろうか、なぜ社会的排除が発生し維持できるのだろうか、ということについてお示ししたいと思います。図7を作ってみました。

図7 ひとり親家族を排除する社会の構図



社会生活の領域を、経済的領域、政治的領域、地域社会領域、社会規範や文化領域というように大きく分けてみますと、Iの部分は、社会の中で排除されていない人々が属する部分です。家族でいえば「標準家族」、性別役割分業にもとづいた家族です。雇用でいえば「正規雇用」で安定就労に就いていて「市民権を保障されている」人たち。実際には、社会の中のマジョリティの人たちがここに入ります。そして、IIの部分が排除されている人々です。死別、離婚、非婚などの母子家庭や父子家庭、そこで育てている子どもたちはこのIIの部分に含まれます。経済的にいえば、「不安定就労」、「低賃金」、「非正規雇用」で、働いても働いてもウェルビーイング

グが到達できなくて、「ワーキングプア」や「貧困層」で、極端な場合は「ホームレス」になりかねない人びと。地域社会の中では、「よそ者」でつきあいがほとんど持たなくて、という人たち。

このような状態であれば、社会的排除というのは、人権侵害ではないかと思ってしまうのですけれども、社会的排除の問題で押さえておくべきことは、この外側のⅢの部分ではないかと考えています。この外側は何かというと、社会が排除を正当化している仕組なんですね。どういうことかという、わかりやすい例でいえば、低賃金は問題だとか、非正規雇用は問題だと言いますが、でも、日本の労働市場では、最低賃金さえクリアしておれば、「低賃金であること」は違法にならないわけです。今、大阪では712円です。とにかく712円以上であれば、生活できようと思えなかろうと、それは合法なわけです。雇用の仕組にしても、たとえば、雇用流動化とか規制緩和のもとに、いろんな働き方が創出されて、どのような働き方をするかは、本人の選択だというふうに、個人の責任に返されているわけです。

政治的な領域は、個々人の幸福追求のところなんですけど、政府は、自己責任でやってくださいと、自立することを奨励するという方針を打ち出し、しかも、いろんな問題があっても見ようとしない、見えなくしている。排除問題には、こういう政府の力が働いていると思えて仕方がありません。コミュニティの中では互いに無関心をよそおって、これはある面、都市的といえど都市的なんですね、地域社会であっても干渉しないで無関心をよそおいましょうと。そして、他人事として互いにあまり深くおつきあひしないでおきましょう、と言いつつ、「仲間はずし」しているとかね。しかも、排除された人々のところへは必要な情報が入ってこないといったことも起こりうるわけです。また、ひとり親家庭に関していえば、ジェンダー秩序がはっきりしていて、家族単位主義があつて、標準家族が大事だという価値観のもとでは、そうでない家族というのがマイナスのレッテルを貼られてしまう。

こういうことがなぜ起こるか、一番真ん中に「国家体制」と書きました。国家がこういう排除の仕組を正当化している、という思いで書いたのです。

しかも、この図は全部つながっているわけです。

## 6. 2 社会的排除の現状

社会的排除の現状を列挙しておきます。

- ①ひとり親家族の中の父子家族を排除している。今日はこの問題をきちんと押さえることができなかつたのですが、父子家族の生活困難な状況というのが、ほとんど取り上げられることはありません。
- ②ひとり親家族のなかでは、「死別」は気の毒に、「離婚」はわがまま、「非婚・未婚」なんか論外や、というような、そういう捉えられ方があるわけですね。ひとり親家庭のなり方によって差別される。
- ③低賃金とか不安定就労とかが放置されたまま。
- ④自立重視による保護カット。児童扶養手当のカットとか、生活保護における母子加算のカットなど。
- ⑤異質であるということのレッテル貼り。一方で仲間はずしをしながら、他方では、地域ボランティアの強制。具体的には、地域社会の中で、ひとり親家庭は子育てとか仕事とかで手一杯なのに、自治会の役員せよとか、PTAの役員せよとか、平等に回ってくるということですね。これは弱いものいじめに他ならないのではないかと思うわけです。
- ⑥近代的家族中心主義ゆえの不利益の放置。シングルマザーの場合は、配偶者手当も受けられないし、配偶者控除もないわけです。優遇税制の外におかれている。
- ⑦ひとり親家庭の子どもたちの排除。
- ⑧ひとり親家庭が排除されている状況が放置されていること。
- ⑨最後にもう一つ、全国の自治体におけるひとり親家庭の実態把握の不十分さ。

## 6. 3 ひとり親家族の社会的包摂に向けて

課題として、①（夫婦）家族単位主義から個人単位主義へ、②シティズンシップの権利保障としての社会保障、③ひとり親が年収300万円を獲得する手だてを、④子どもの進学・進路保障策の充実、を挙げました。

ひとり親が年収300万円を獲得する手だてについて、押さえておきたいことは、ひとり親家庭が年収300万円を求めることは、決して贅沢でもなんでもないということです。勤労世帯の平均年収およそ600万円の2分の1なんですね。2分の1を確保するというのが、健康で文化的な最低限の生活を保障する上では大前提ではないかと考えるわけです。そのために賃金計算をすると、時給1,200円になるんです。この1,200円を保障してほしいということ、もう一つ、提案したいことなのですが、ひとり親が、ひとりで働いて子どもも全部養うということがすごく困難なことであったら、親は自分の食い扶持だけを得る、そして、子育て費用は全部公費で負担してくれと、保育費も教育費も医療費も全部負担してくれと、そういう問題提起もありかなと考えています。実際に、北欧の国とかフランスなどはこれをやっているわけです。ではなんで日本ができないの？ ということを知りたいわけです。それから、別れた親から養育費を法的に取り立てることも当然だと思います。そして、子どもの進学と進路保障もぜひ充実してほしいと思います。

## 7 むすびにかえて

当日は、ごく限られた時間ですが、子どもの虐待とひとり親との関連、そして、DVから離婚をした親と子どもたちのことについて話をさせていただきましたが、紙面の関係で、申し訳ないのですが、割愛させていただきます。それらの内容につきましては、以下の拙論文を参照いただければ幸いです。

最後に、ひとり親家庭で、子どもたちは、どういう思いで育てているのだろうかということについて、少しだけ触れたいと思います。2007年に『子どもたちから大人への伝言』（NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西 発行）という小冊子が出されました。この冊子は、シングルマザーのもとで育て、すでに成人した子どもたちが、今、母子家庭で育てている子どもたち、中学生や高校生の子どもたちに直接インタビューをして、まとめられたものです。子どもたちが、結構、本音で話をしてくれているん

ですね。「かわいそうと思われることが一番イヤだ」とか、「特別な目で見られることがイヤだ」とか。「『うち、お父さんいてへんねん』と言ったら、『あっ、ごめん』とか、そういう反応をされることが、なにかものすごくイヤだった」とか。このことについては、私が話をするよりは、できればみなさん方に冊子を読んでいただいて、ひとり親家庭で育てている子どもが「ああ、こんなこと考えてんのか」ということをご理解いただけたらと思っています。

最後の最後、ひとり親家庭の排除の問題も解決策も政治の問題だということをごきちんとしておきたいと思います。すごく時間が長くなりましたので申し訳ありません。ありがとうございました。

#### 【註】

- 1) 当事者団体による児童扶養手当の削減廃止を求める運動や厚労省が2006年に実施した全国母子家庭等調査によって母子世帯の厳しい経済状況が明らかになったことなどから、2007年11月になって、児童扶養手当の一部削減を凍結する案が野党でも与党でも合意をみた。
- 2) 「母子家庭」と「母子家族」と不統一であるが、慣用語としては「母子家庭」を用い、多様な家族の一形態を強調する時には「母子家族」を用いている。「ひとり親家庭」と「ひとり親家族」、「父子家庭」と「父子家族」も同様である。

#### 【参考文献】

- 神原文子 2004『家族のライフスタイルを問う』勁草書房。
- 2006「“虐待予備軍”である保護者の実態と子育て支援の課題」『子どもの虐待とネグレクト』8-1:60-71。
- 2006「ひとり親家庭の自立支援と女性の雇用問題」『社会福祉研究』97:50-58。
- 2007「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』18-2:11-24。
- 2007「ドメスティック・ヴァイオレンスから離婚した母と子の今を問う」『現代の社会病理』22:37-52。